

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 4,706	千円 350,151,431
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		135	3,491,272
債 務 控 除 額		2,613	40,739,057
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		584	2,274,533
課 税 価 格		実 4,736	315,178,179
相 続 税 額	算 出 税 額	4,665	42,423,953
	2 割 加 算 額	394	484,824
	計	実 4,665	42,908,778
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	196	127,856
	配 偶 者	775	12,796,077
	未 成 年 者	64	15,892
	障 害 者	63	62,525
	相 次 相 続	192	172,411
	外 国 税 額	-	-
	計	実 1,221	13,174,761
差 引 税 額		実 4,109	29,734,017
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		42	189,544
小 計		4,102	29,544,473
納 税 猶 予 額		32	404,633
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 4,096	29,226,359
	還 付 税 額	実 27	86,519
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,609	132,010,000

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 15 年分	4,575	321,718,989	47,507,294	15,460,676	4,004	30,812,478	1,512
平成 16 年分	4,748	330,965,468	49,115,866	15,772,933	4,096	32,072,987	1,572
平成 17 年分	4,626	322,161,432	50,644,503	18,141,498	4,021	31,737,116	1,510
平成 18 年分	4,513	300,679,264	41,125,944	11,598,243	3,872	28,707,088	1,525
平成 19 年分	4,736	315,178,179	42,908,778	13,174,761	4,096	29,226,359	1,609

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	79	5,267,701	71	589,452	28
若松	108	6,969,672	97	685,149	41
小倉	310	19,308,164	257	1,462,868	108
八幡	221	16,943,997	193	1,545,322	87
博多	211	20,756,496	186	3,358,234	70
香椎	429	27,246,811	383	2,133,930	148
福岡	548	38,654,266	473	4,026,131	181
西福岡	473	32,742,773	418	3,471,532	156
大牟田	116	7,564,439	96	986,452	41
久留米	346	20,634,597	297	1,198,204	119
直方	34	1,893,066	29	124,183	12
飯塚	91	6,605,798	81	537,189	36
田川	24	3,104,034	20	550,238	8
甘木	58	2,610,673	52	187,196	16
八女	93	5,900,978	79	502,292	29
大川	39	1,859,341	33	76,072	13
行橋	72	4,512,912	53	287,357	25
筑紫	385	27,116,539	337	2,470,915	124
福岡県計	3,637	249,692,257	3,155	24,192,716	1,242
佐賀	157	10,943,194	134	823,179	53
唐津	44	2,712,061	35	116,461	14
鳥栖	122	7,064,305	108	572,155	40
伊万里	30	1,690,297	26	87,455	12
武雄	70	3,859,534	61	228,374	22
佐賀県計	423	26,269,391	364	1,827,623	141
長崎	310	17,980,251	268	1,615,892	103
佐世保	135	9,315,441	113	1,048,467	44
島原	64	3,204,122	57	160,099	18
諫早	118	6,247,766	98	259,074	43
福江	11	494,494	9	10,123	5
平戸	16	997,571	13	56,063	7
壱岐	12	549,411	11	38,628	3
厳原	10	427,475	8	17,673	3
長崎県計	676	39,216,531	577	3,206,020	226
総計	4,736	315,178,179	4,096	29,226,359	1,609

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
		人	千円	人	千円	人
本 年 分	申 告 額	4,744	314,466,920	4,103	29,249,689	1,609
	修正申告による増差額	125	1,667,865	186	268,979	86
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	52	△ 956,606	65	△ 292,309	26
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,736	315,178,179	実 4,096	29,226,359	実 1,609
過 年 分	申 告 額	85	4,157,710	75	306,150	43
	修正申告による増差額	765	15,135,843	1,052	4,136,208	402
	更正による増差額	7	121,550	7	25,755	2
	更正等による減差額	223	△ 2,075,806	291	△ 1,210,232	122
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,058	17,339,297	実 1,389	3,257,881	実 474
合 計	申 告 額	4,829	318,624,630	4,178	29,555,840	1,652
	修正申告による増差額	890	16,803,708	1,238	4,405,187	488
	更正による増差額	7	121,550	7	25,755	2
	更正等による減差額	275	△ 3,032,412	356	△ 1,502,542	148
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,794	332,517,476	実 5,485	32,484,240	実 2,083

調査対象等：「本年分」は、平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成18年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年11月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成17年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	50	8,172	40	5,009	6	9,226
過 年 分	769	144,736	64	16,535	75	290,601
合 計	819	152,907	104	21,543	81	299,827

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	370	30,627,288	870,886	235,922	468,346	835
1億円超	789	110,216,160	1,386,174	704,555	4,402,076	2,643
2 "	246	59,093,578	406,716	430,491	4,677,414	882
3 "	130	48,951,998	408,467	399,432	6,164,760	506
5 "	34	19,940,029	86,000	97,546	3,424,917	128
7 "	22	17,817,322	127,543	248,574	3,561,984	96
10 "	14	18,081,487	174,745	29,536	4,048,579	49
20 "	4	9,739,058	-	73,764	2,501,615	17
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,609	314,466,920	3,460,531	2,219,821	29,249,689	5,156

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	6	84	130	109	41	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	55	147	257	200	86	23	12	1	2	-	4
2 "	1	7	33	82	82	23	11	4	1	2	-	-
3 "	-	4	12	45	42	16	4	-	-	3	2	2
5 "	-	2	3	8	12	6	3	-	-	-	-	-
7 "	-	1	1	4	6	5	3	2	-	-	-	-
10 "	-	-	2	6	5	-	-	1	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	153	328	512	390	136	45	19	2	7	2	6

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	397	14,000,819
	畑（「」）	385	6,595,755
	宅地（借地権を含む。）	1,475	111,543,175
	山林	418	2,516,853
	その他の土地	444	10,953,565
	計	1,498	145,610,168
家屋、構築物		1,409	24,183,318
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	238	698,718
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	59	266,934
	売掛金	74	378,902
	その他の財産	140	1,244,646
	計	323	2,589,201
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	352	20,004,038
	同上以外の株式及び出資	887	15,870,090
	公債及び社債	363	8,456,576
	投資・貸付信託受益証券	472	10,352,025
	計	1,180	54,682,730
現金、預貯金等		1,603	76,588,691
家庭用財産		1,150	631,466
その他の財産	生命保険金等	409	15,129,770
	退職金及び功労金等	166	9,055,103
	立木	112	79,209
	その他	1,375	20,870,221
	計	1,432	45,134,303
合計		1,607	349,419,878
相続時精算課税適用財産価額		90	3,460,531
債務		1,449	36,917,221
葬式費用		1,564	3,716,089
計		1,592	40,633,310
差引純資産価額		1,609	312,247,099
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		312	2,219,821
課税価格		1,609	314,466,920

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。